

産学・地域連携推進機構客員教授セミナーの履修に関する申し合わせ

平成10年11月16日

第7回研究科委員会承認

平成16年3月8日一部改正

平成19年4月1日一部改正

1. 対象学生

大学院博士前期課程学生

2. 授業科目，単位数

各専攻共通科目として，次のとおり認定する。

産業科学特別講義Ⅰ 1単位

産業科学特別講義Ⅱ 1単位

3. 各年度の実施計画

- 1) 産学・地域連携推進機構から，工学研究科長に客員教授セミナー実施計画及び客員教授等選考調書を送付
- 2) 学務委員会で特別講義として認定するセミナーの組み合わせを検討するとともに，客員教授の大学院担当について予備審査
- 3) 研究科委員会において，教務委員会の検討及び予備審査結果に基づき実施計画及び大学院担当について審議
- 4) 学生に実施計画を通知

4. 学生の受講手続き

- 1) 受講を希望する学生は，指導教員へ申し出て，その指示により専攻主任の許可を得て，受講申し込みを行う。
- 2) 研究科長は，産学・地域連携推進機構長に受講者名簿を送付

5. 単位の認定

- 1) 産学・地域連携推進機構長から，工学研究科長に受講状況及び成績送付
- 2) 学務委員会で検討
- 3) 研究科委員会で審議，決定（合・否で判定）